

第1回日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場建設検討委員会  
会議録【公開収録】

日 時	令和4年12月21日（水）午後1時30分 ～ 午後4時00分
場 所	美郷町西郷ニューホープセンター
参加者	21名（傍聴者2名）
出席者	委員 学識経験者 土手裕委員（長）、原田隆典委員 環境団体 山田大志委員 住民代表 菊田正光委員、小野圭一委員 公 募 松本恵喜委員、小野和久委員
	広域連合 田中副連合長（美郷町長）、黒木副長（日向市副市長）
	事務局 美郷町 田村町民生生活課長、門川町 甲斐環境水道課長 諸塚村 甲斐住民福祉課長、椎葉村 黒木税務住民課長 広域連合事務局 （吉田事務局長、田中局長補佐、黒木係長、尾前主査）
	コンサル 株式会社建設技術研究所 （林室長、和田主任）
欠席者	3名（大榮薫委員、佐伯雄一委員、日向市 鈴木環境政策課長）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状の交付</li> <li>3 あいさつ（副広域連合長）</li> <li>4 委員等の紹介</li> <li>5 委員会の設置及び運営について</li> <li>6 委員長・副委員長の選出</li> <li>7 協議（議事進行：委員長） <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）建設検討委員会の会議ルールについて</li> <li>（2）建設検討委員会における協議事項について</li> <li>（3）次期広域最終処分場基本構想（案）について</li> <li>（4）その他</li> </ol> </li> <li>8 閉会</li> </ol> <p>&lt;配付資料&gt;（全公開資料）</p> <p>【資料1-1】次期広域最終処分場建設検討委員会設置要綱</p> <p>【資料1-2】〃建設検討委員会の会議ルールに関する取扱い（案）</p> <p>【資料1-3】オンラインを利用した会議出席等の取扱いについて（案）</p> <p>【資料1-4】建設検討委員会における協議事項</p>

	<p>【資料 1-5】 次期広域最終処分場基本構想（案）</p> <p>【資料 1-6】 〃（案）協議事項の抜粋</p> <p>【参考資料】 今後のスケジュールについて</p>
会議内容	
<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付 田中副広域連合長（美郷町長）から委員を代表して土手委員に委嘱状を交付。</p> <p>3 あいさつ（副広域連合長） 田中副広域連合長からあいさつ。</p> <p>4 委員等の紹介 各委員、事務局職員、順に自己紹介を行う。</p> <p>5 委員会の設置及び運営について 事務局より資料 1-1 に基づき委員会の設置及び運営について説明を行う。</p> <p>6 委員長・副委員長の選出 委員長に土手裕委員、副委員長に大榮薫委員を選任。</p> <p>7 協議（議事進行：委員長）</p>	
議事（1）建設検討委員会の会議ルールについて	
【委員長】	協議（1）について、事務局より説明を。
【事務局】	<p>（資料 1-2、1-3 について説明。）</p> <p>「1 会議開催の事前公表」については、原則会議開催の 2 週間前までに広域連合及び構成市町村のHPで公表を行い、報道各社に対しても同様に日向市庁舎内の記者室から周知を図ることとする。</p> <p>「2 会議の公開」については、原則公開とする。ただし、委員長は各号のいずれかに該当する場合は一部、または全部を非公開とすることができるものとする。また、会議進行については、公開部分を先に協議し、その後非公開部分の協議を行うものとする。本日の会議は全部公開内容となっている。</p> <p>「3 会議の傍聴等」について、傍聴者の定員は会議の都度、会場等勘案の</p>

うえ委員長が決定し、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。傍聴ルールについては記載のとおりである。会場は、建設候補地のある美郷町にて開催することを基本としたため、美郷町役場庁舎または日向市役所庁舎の会議室を使用するものである。

続いて、裏面の「5 会議録の作成」については、さきほどの設置要綱内で説明したとおりだが、各号記載内容に基づいた会議録を作成し、委員の確認を得た後公表するものとする。会議録形式は「発言者の発言内容ごとの要点記録」とし、委員の氏名まで記載しないものとする。

「6 会議録及び会議資料の公表」については、記載のとおり。なるべく早い段階での周知を図ることとするが、会議の一部または全部が公開されなかった場合はこの限りではない。

「7 会議内容の記者発表」については、検討委員会終了後の同日に行うこととするが、開催については会議の都度、協議内容等を勘案し委員長が決定することとする。なお、本日の記者発表は行わない。

「8 意見の集約」については、意見シート、電話、メール等にて寄せられたものを事務局で集約した上で、次の委員会にて報告するものとする。なお、意見シートはホームページ上に掲載するとともに、会議傍聴者にも配布することとする。以上で、資料 1-2 の説明を終了する。

引き続き、資料 1-3 の説明を行う。

本会議は、オンラインを利用した参加ができるものである。オンラインによる参加は、設置要綱第 6 条に規定する会議に係る出席と認めるものとし、映像の送受信ができなくなった場合でも、音声による意見表明ができる場合には出席とみなすこととする。

ただし、映像と音声のどちらも送受信できなくなった場合、退席していたものとみなすこととする。

また、オンラインによる出席は静寂な個室等で行うこととし、会議が非公開で行われる場合、委員長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならないこととする。資料 1-3 の説明は以上である。

**【委員長】** 今の説明について、何か質問や意見等あるか。

**【委員】** スケジュールの部分にもかかってくる話だが、本件は候補地（用地）から建設に向けた前向きな検討を行っていく委員会であると認識している。その根幹的な部分で、地元住民の方々との接点（了解）はどの段階で、どの程度なのかを伺いたい。

**【事務局】** 参考資料のスケジュールについては、先日、最終候補地として決定した際、地元住民説明会にて使用したものを抜粋した資料である。この資料を用いて

今後のスケジュールを説明させていただいたところである。その中で、令和4年度に決定した最終候補地において、建設に向けた基本構想を建設検討委員会にて協議していくことと、令和5年度に予備調査を行わせていただく前に、どのような調査を行うのかなど地元住民や地権者の皆様に対して説明会を開催させていただいた上で実施していく考えである。

この予備調査の結果をもとに、本検討委員会でご協議していただき、スケジュール上の基本同意の部分にもかかってくるが、地元住民の皆様には説明を行っていきたく考えている。

【委員】 本検討委員会での協議内容が、地元との軋轢とならないようしっかり取り組んでいただきたいと思います。

【委員長】 その他、意見はないか。

【委員】 会議内容の記者発表及び意見の集約について、先般行われた用地選定検討委員会での記者発表の内容は、最終候補地として決定したというものであるが、住民を含む世間一般的には建設が決まったという誤解があるというのが事実である。現に、私が会議に出る話をした際にも、これはもう決定した話ではないのかと言われたところである。

記者発表は、会議と同日に行うということだが、地元住民がよく理解していない中で行くと、このように誤った理解が先行してしまう場合があるので、本検討委員会の趣旨とは逆方向に進んでしまうことが懸念される。

当然、地元としてはまだ白紙であり、賛成も反対も出る形である。よって、ケースバイケースで、発表のタイミングを適宜検討していただきたい。

【事務局】 記者発表については、住民等に広く周知する意味で開催したいと考えているが、その内容によっては（発表時期など）検討する必要があると思うので、本検討委員会にて改めて協議させていただきたい。

【委員長】 今の意見は、発表する内容も然りだが、発表のタイミングも適宜検討してほしいということである。

【事務局】 前回、最終候補地を決定した際にも、当日に記者発表を行わずに、正副連合長会議を通した上で行ったところである。そのような方法もあるので、発表のタイミングについても適宜検討していく考えである。

【委員】 重要な案件などは、早い段階で周知したいという考えも理解できるが、極端な話、住民が置き去りになるような形は避けていただくようお願いしたいということである。

【委員長】 他に意見はないか。

【委員】 関連した話となるが、（記者発表を委員会と同日で行う場合）時間軸で考えるとどうしても住民への伝達が後手になり、後回しのような形になるため、先に地元住民説明会などを開催し情報を提供することで、住民も納得し

やすい形になるのではないかと思う。

やはり、先に広報を行うことで、自分達には何にも話が来ていないというように、こじれが生まれやすくなってしまい、地主も理解しがたくなることも考えられるので、できれば先に地元情報を共有した上で進めていく方が良いと思う。そういうところも、ぜひ検討していただきたい。

【委員長】 他に意見はないか。

【委員】 今回は、あくまでも会議ルールの取扱い案として出てきているので、内容については柔軟な対応をしていただけるようなものに修正していただければと思う。記者発表についても、内容によっては住民への説明を先にする必要があると考えられるので、その辺りも適宜対応していただきたいと思う。

【委員長】 他に意見はないか。では、記者発表については、協議内容によって随時地元住民の方々との調整を行うことを踏まえて、発表の時期と内容についてはその都度検討していくということで修正する。その他については、事務局からの提案どおり了承するというところでよろしいか。

それでは、次の協議に移りたいと思う。

#### 議事（２）建設検討委員会における協議事項について

【委員長】 協議（２）について、事務局より説明を。

【事務局】 （資料1-4について説明。）

本検討委員会では、次期広域最終処分場建設にかかる各種計画を検討することとしており、本年度は2回の協議を行い、その協議結果をもとに基本構想をとりまとめることとする考えである。

最終処分場の建設にかかる技術的な検討は、令和5年度に実施予定である測量や地質調査結果を踏まえて行うこととしている。今年度の基本構想策定にあたっては、最終処分場整備の全体的な方向性についてそれぞれの立場から協議いただきたい。

第1回委員会では、委員会の会議ルールや最終処分場整備にかかるコンセプト、防災・減災、地域融和、情報公開といった内容について協議していただきたいと考えており、特に防災・減災、地域融和、情報公開については、これまでの用地選定検討委員会や住民説明会で意見として多かった項目である。

第2回委員会では、今回の協議内容結果と次回に予定している検討内容を踏まえた上で基本構想を協議いただきたいと考えており、令和5年度初めに実施する予備調査の内容も併せて協議していただく形となる。

第3、4回委員会では、予備調査の結果を報告するとともに、それをもとに作成した施設配置計画案について議論いただきたいと考えている。

続いて、P 2～3には基本構想の内容についてお示ししている。1章には「はじめに」として1.背景及び目的、2.基本構想の位置付けと記載しているが、基本構想策定にあたっての背景及び目的と、関連する上位計画等を踏まえた基本構想の位置づけを明確にすることとしている。

2章には「基本的事項」として1.ごみ処理の現状、2.ごみ排出量及び処理量の予測、3.次期広域最終処分場の施設規模と記載しているが、構成市町村のごみ排出量の現状やごみ処理施設の概要を記載するとともに、将来のごみ排出量及び施設処理量の予測を行い、その予測結果をもとに次期広域最終処分場の施設規模を算定するものである。

3章には、「基本構想」として1.施設整備の基本方針、2.候補地の概要、3.埋立計画、4.最終処分形式と記載しているが、次期広域最終処分場の整備にかかる方針や候補地の概要について記載するとともに、2章での将来のごみ排出量をもとに15年間の埋立を想定した埋立計画を立案するほか、オープン型及びクローズド型処分場の概要について整理するものである。この形式については、次回の委員会にて協議するものである。

次ページには、3章の続きとなるが5.最終処分場の基本構造、6.施設配置計画、7.跡地利用、8.その他事項、9.概算事業費、10.事業手法、11.事業スケジュールと記載している。最終処分場は、貯留構造物、遮水工、雨水・地下水・浸出水集排水施設、浸出水処理施設、防災調整池といった多岐にわたる施設により構成されており、これらに関する機能説明と基本的な構造について記載するとともに、これまでの委員会の中で協議された施設配置計画も併せて記載するものである。

また、最終処分場における跡地利用の事例及び候補を整理し、併せて情報公開の方法や公開内容についても記載するとともに、前項までの方針をもとに用地取得費、建設工事費、維持管理費等の事業費を算出し、想定される事業手法の概要を整理した上で、令和13年度の稼働開始に向けた事業実施スケジュールを作成していくものである。

なお、9～11までは次回委員会にて協議していただく内容である。

4章には、「関連委員会」として1.用地選定検討委員会、2.建設検討委員会と記載しているが、各委員会の概要、委員会構成員、規約や協議履歴等について記載するものである。

基本構想における記載内容の説明は以上である。

**【委員長】** 今の説明について、ここで協議していただきたい内容は、表1建設検討委員会における協議事項の第1回委員会の部分と、表2基本構想の内容である。これについて、何か質問や意見等あるか。

- 【委員】** 本資料は事前に配布されているものだが、手元に届いたのは一昨日のことである。これだけの（ボリュームがある）資料を読み込むには、時間が足りないので、次回以降ではせめて1週間前にはいただけるともう少し詳しく見ることができると思うので、よろしくお願ひしたい。
- 【事務局】** 言われるとおり、今後はもう少し早い段階でお渡しできるよう努めたいと思う。
- 【委員長】** その他、意見等はないか。では、特に意見がないので、事務局案のとおり進めることとする。次の協議に移りたいと思う。

議事（3）次期広域最終処分場基本構想（案）について

- 【委員長】** 協議（3）について、事務局より説明を。
- 【事務局】** （資料1-5、1-6について説明。）
- 資料1-5が本編、資料1-6が本編から特に協議いただきたい事項を抜粋したものとなる。
- まず、資料1-5のP1-1、1.1背景及び目的のところ、これについては今までも説明を行ってきている部分となる。日向市にある、最終処分場の埋立満了となる時期が迫ってきている状況であり、令和2年に策定した施設整備方針において重要かつ必要不可欠な施設である最終処分場を新設することを基本方針として定めたところである。
- 令和3年度から2年間にわたり、学識者、環境団体、構成市町村住民代表及び公募委員から構成される用地選定検討委員会において、説明会や見学会で得られた地域住民の皆様の意見を反映しながら候補地の検討を行ってきており、その検討結果をもとに正副連合長会議で候補地を選定したところである。今後、候補地での最終処分場整備事業を進めていくにあたり、施設規模や今後のスケジュールなどを整理した上で基本構想に記載していく考えである。
- また、この基本構想は日向東臼杵広域連合一般廃棄物ごみ処理基本計画を上位計画として、関連する廃棄物にかかる計画と整合を図り策定するものであり、今後この基本構想をもとに基本計画や基本設計など、詳細なものを決めていくことになるので、大きな方針となってくるものである。
- 続いて、P2-1の基本的事項について説明を行う。図2.1及び図2.2に示しているとおり、各市町村にて収集運搬したものを清掃センターにて焼却処理しているところである。燃えるごみについては、清掃センターにて灰となり、最終的に最終処分場に埋め立てられる形となる。燃えないごみや粗大ごみについては、ひゅうがりサイクルセンターにて選別を行い、可燃系のものについては清掃センターへ、不燃系のもので再利用できるものは再利用、で

きないものは最終処分場にて埋立処理を行っているところである。

続いて、P2-2 ごみの排出量の実績について、詳細な数値等には触れないが、広域連合におけるごみ排出量は人口減少の影響により緩やかに減少傾向である。ただし、ごみ排出量がなくなるわけではないため、最終処分場がどうしても必要になるということである。

続いて、P2-4 ごみ排出量及び処理量の予測についてである。埋立対象廃棄物は、清掃センターで焼却処理されたあとの焼却灰や不燃系処理残渣、最終処分場で水処理をする過程で発生する汚泥や土砂・がれき類であり、これらを最終処分場にて埋立処理を行うことになるが、現最終処分場に埋め立てられているものと同じ内容であることをご理解いただきたい。

また、これら埋立対象廃棄物の排出量実績から、今後次期広域最終処分場を建設したときからどの程度ごみの埋立を行わなければならないのかという予測計算を次ページに示しており、予測結果として必要となる施設規模（埋立容量）は57,100 m<sup>3</sup>となったものである。

続いて、P3-8 では候補地の概要について、所在地から地形、土地利用状況などをお示ししている。

P3-9 には、埋立計画として次期広域最終処分場の埋立期間をお示ししている。この期間については、国から出されている「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について」に示される埋立期間の目安に基づき、15年間を埋立期間として設定したところである。

変わって、本日も協議いただきたい内容である資料1-6をご覧ください。P1にあるとおり、協議内容としては1～4の基本方針である。

まず、施設整備の基本方針については、本連合が整備する最終処分場のあり方を明確にするものである。コンセプトを設定することで、本連合や構成市町村の姿勢を明確にし、最終処分場整備事業に関して住民に広く理解してもらうことを目的としている。

コンセプトを決めるにあたって、今までに実施してきた住民説明会等で得られたご意見を表1.1に示しており、特に防災、地域振興、情報公開に関するものが多くあったところである。その他のところで、最終処分場のイメージアップのため愛称をつけるといったご意見もいただいております、右上段に他県の事例を参考に掲載しているところである。

また、他事例におけるコンセプトといったところで、表1.2にお示ししているとおり安全性や環境配慮、加えて自然環境や維持管理、経済性というところで設定しているものである。このような事例も参考に、次ページに次期広域最終処分場整備にかかるコンセプトをお示ししている。

コンセプトとしては、「未来を築く地域と共生した最終処分場」として3

つのテーマを掲げさせていただいている。コンセプトの意図として、” 未来を築く” は美郷町の将来像である「豊かで活力のある安全安心な郷づくり～心ひとつに未来を築く笑顔のまち～」から設定させていただいたところである。テーマ1～3については、図下部にお示ししている内容に基づき設定させていただいたところである。

続いて、P3には浸出水処理についてお示ししている。雨水等が廃棄物に触れることで汚れ、それが浸透したものが浸出水であり、これを処理施設で河川に放流できる水準（水質）まで処理して放流するものであるが、浸出水は雨量により水量及び水質の変動があるため、浸出水貯留施設で貯留しながら処理を実施することとなる。

近年、集中豪雨や台風などの災害が発生しており、各地で過去最多の短時間降水量を記録していることから、これらの降雨量以上の処理が可能な施設規模を設定する必要があると考えている。

発災後の事業継続について、最終処分場は発災時以降も継続して運営していくことが必要であるため、廃棄物の受入や管理棟の通常業務をいかに早く再開できるかが重要となってくる。このため、発災後に埋立事業が継続できるようあらかじめ計画を策定し、平常時から緊急時における業務の優先順位や具体的な対処法、連携が可能な業者の把握などを行うことで、より円滑な業務遂行が可能となるようにするものである。

ここでは、表2.1に示しているもの以外に何か対策等が必要であるといったご意見をいただきたいと考えている。

続いて、P4には地域融和にかかる基本方針をお示ししている。本施設は、地域住民の皆様とのコミュニケーションを図りながら管理運営を行うとともに、廃棄物処理を通じて地域の循環型社会にも貢献するため、いろいろなご意見をいただきたいと考えているところである。地域振興策等についても、地域住民の皆様からのご意見をもとに計画を行っていく考えである。

表3.1には、他自治体の参考事例をお示ししているが、内容としては地区助成金や道路の整備、交付金や環境整備事業費が主となっている。

右側には、跡地利用及び周辺整備にかかる基本方針をお示ししている。こちらについても、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら計画を進めていきたいと考えている。

また、跡地利用は埋立が終了してから実施することとなり、竣工時点から約15年後とかなり先の話となるため、その段階で再度地域住民の皆様と協議をさせていただき、利用方法等の決定を行っていく考えである。

表4.1及び4.2には、跡地利用として想定される施設や事例をお示しているため、ご参照いただければと思う。

P 5には、最終処分場の基本構造についてお示ししている。主要な施設を表 5.1 に示しており、埋立地、浸出水処理施設、雨水集排水施設、防災調整池などがある。図 5.1 には、各施設の構成を図示している。

P 6には、特に最終処分場の構造で重要となる施設についての基本方針をお示ししている。まず、遮水工については、浸出水の流出防止、公共水域及び地下水等周辺環境の汚染防止の機能を有する最も重要な施設の 1 つであり、「基準省令」の構造基準に準拠した遮水工を設置し、浸出水漏洩を防止するものである。今後の地質等の調査結果から、より詳細な構造を検討する考えである。

浸出水処理施設については、浸出水集排水管で集水された浸出水を放流先である公共水域の汚染並びに地下水の汚染等が生じないように浸出水を処理する施設である。近年、集中豪雨等が多発しており、そこを考慮した十分な水量に対応できる施設規模とするものである。また、浸出水の水質を計画放流水質まで確実に低減できるような処理フローを定めていく考えである。

防災調整池については、集中豪雨等により大量の雨水が一度に下流へ流れ出ることを防止する目的で設置するものであり、候補地の最下流に設置することで流域全体の雨水等を調整して下流に放流し、防災機能を果たす役割を担う施設となっている。

P 7には、情報公開についての基本方針をお示ししている。最終処分場の整備、運営にあたっては、住民の皆様からのご意見があったとおり透明性が重要であると考えている。そのため、できる限りの情報を公開することを基本とし、広く住民の皆様にも伝わるような方法を検討することとしており、公開情報についてはデータベース化し、今後の維持管理にも活用していく考えである。情報公開を行うことで、地域住民の皆様にも最終処分場が安全であり、重要な施設であることを周知できるように努めていくものである。

情報公開の方法案を下記のとおりお示ししているが、これ以外にも必要であるというものがあれば、ご意見をいただきたいと考えている。

また、情報公開の内容については次期広域最終処分場の調査・計画・設計期間、建設工事期間と維持管理期間においてそれぞれ異なるため、表 6.1 にお示ししている公開内容に基づき実施していく考えである。

基本構想案の説明は以上である。

**【委員長】**

今説明があったが、かなりボリュームがあり大変であると思う。資料 1-4 の表 2 に、本日協議いただきたい内容が示されている。1 章及び 2 章については、資料 1-5 の冒頭で説明されていたが、ここは既に決まっている内容である。つまり、3 章からが本題となり、これが資料 1-6 の内容になってくる

ものである。全てを一度に意見するとなると、まとめにくい部分があるので、一つずつご意見を伺っていきたいと思う。

まずは、施設整備の基本方針ということで資料 1-6 の P 1～2 にわたって記載があり、住民説明会等で吸い上げられた意見も考慮した中でのテーマが 3 つ掲げられているところである。コンセプトは、未来を築く地域と共生した最終処分場ということで、事務局案として挙がってきているが、これに対して追加や修正、質問などがあればご意見をいただきたいと思う。

**【委員】** 住民説明会等で得られた意見について、花水流地区では住民説明会を行ったと聞いているが、当地区のことを言っているのか。

**【事務局】** 用地選定の際、最終候補地を絞り込む前段階で 3 箇所まで絞り込みを行っている。その候補地全てにおいて住民説明会を行っており、それぞれに出された意見の主だった内容を集約してお示ししているものであるが、最終候補地である花水流地区の意見が主となっている。

**【委員】** 隣接している地域の方々に対しての説明会はまだ実施していないのか。今の説明を聞いていると、そういった近隣の地域に話もしていないのに、これを基本としてここに建設する（前提の）話であると受け取れたので、できれば（隣接する地域等にも）説明会を（先に）する方がよいと考えるが、実施しないのか。

**【事務局】** 住民説明会については、今後も実施していくものである。先ほど、参考資料のスケジュール内、地域住民の皆様への報告の部分で、地元住民の方々はもちろん、近隣住民や流域の方々、関係団体等にも範囲を広げて説明会等を行っていく予定であるが、まずは地元住民の方々からしっかりとご理解を得た上で、その後周りの方々からのご理解を得ていく考えである。

**【委員】** 排水計画の内容についてお聞きしたい。施設外周等の雨水の排水は記載があるが、施設内に降った雨水等はどのように処理するのか。別途、調整池のようなものを設置するのか。施設面積がかなり広いように思うので、施設内の雨水も相当量溜まってしまわないかと考えるが、その処理方法が別途あるのか伺いたい。

併せて、浸出水処理施設を通過した後は直接河川に放流すると思うが、その前に目で見える安全さというか、排水を貯留できる設備、例えば溜め池を設置して、水生生物等で水質等の状況が観察できるようなものがあると、より安心できるのではないかと考えたところである。

**【事務局】** 最終処分場の敷地内に入った雨水等については、水路により防災調整池の方に流入させ、一気に下流へ流れ出ないように調整するものである。浸出水については、水処理を行った上で河川に放流することとなる。

水生生物により監視することに関しては、貴重なご意見として今後の検討

材料にさせていただきたいと考えている。

【委員】 堤内に入った雨水等は、マンホールのようなもので排水するのか。

【事務局】 水路に入れて調整池の方に流すこととなる。

【委員長】 溝を掘ったところに集水し、そこから調整池の方に流す形である。

【委員】 埋立地ではない場所に降った雨水はどう処理するのか。

【事務局】 埋立を行っていない範囲に降った雨水の処理については、測量調査等を行った上で詳細に詰めた後の話になるが、可能であれば通常考えられる雨水として排水したいと考えている。

埋立地周辺に降った雨水は、ガス抜き管というものを設置し、埋立地の中に浸透水として集水する形で考えている。

【委員長】 埋立物と接触した雨水は、外に流さず水処理を行う形となる。

【委員】 調整池の方には流さないということか。

【事務局】 そうである。雨水とは決して混ざらないものである。

【委員長】 他に意見はないか。

【委員】 堅穴のようなものを掘った上で、そこから浸透させると理解したが、灰や土砂等を持ってきて敷き均した際、締固まった状態になり、果たして浸透するのか疑問に思ったところである。先ほど言った管状の部分に集約するようなイメージでよいのか。

【事務局】 そのようなイメージで問題ない。埋立地の形状にもよるが、埋立地の中に入った水が外に出ないように、外側を少し高く盛って溢れ出ないような形にした上で、堅穴の部分に集水できるような形状に造成するものである。

【委員】 もう一点、雨水等は水路に集水して河川に放流するという話であったが、かなり広い面積であるため相当な水量が出ると想像できる。今年、台風により水害等がかなり出たところで、それに輪をかけて上から水を流すことになるが、説明の中にあつたその辺りを調整する溜め池（調整池）の規模はどの程度のものと考えているか伺いたい。

【事務局】 規模については、測量等を行って見ないと詳細なところまでは申し上げられないが、P 5 右下の図 5.2 配置計画図の方で、水色部分が防災調整池を想定している箇所になる。これを参照すると、概ね 50m 四方の大きさになるものと考えられる。

【委員】 深さはどの程度か。

【事務局】 今のところ、5m 程度を想定している。

【委員】 現段階で予定されている場所の付近に谷があると思うが、そこに流す考えなのか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 この話は、今回だけではないということによいのか。

【委員長】 具体的な規模はどの程度にするのかという話があったが、それはもう少し先に進めてからの話になる。具体的な設計をする段階で、再度協議する内容である。ただし、防災調整池の話が先ほどあったと思うが、周辺に降った雨水をそのまま河川に流してしまうと当然近隣の水量が増えてしまうので、一度貯留し調整しながら放流する施設を設置することになる。その大きさをどれくらいにするのかというのは、今後協議していく形になるものである。

【委員】 今後の協議となることは理解したが、先ほどの説明を聞くと施設規模が小さいのではないかと思ってしまった。過去のデータ等を参考にして規模を決めていくのは分かるが、これから十数年先に、今では考えられないような水量が出る可能性は十分考えられ、そうなった際キャパオーバーしてしまうと思う。

【委員長】 その辺りの協議は、これから先の話となる。気候変動等で条件等もかなり変わってくると思うので、それを見越した設計を行っていくことになる。

【委員】 私の記憶では、ここは農用地であったと思うが、その辺りはどうなのか。農用地であれば、農業委員会を通す必要があると思う。

【事務局】 今現在で確認できているのは、農業振興地域に指定されている場所ではないということである。ただ、現地踏査をさせていただいた中では、過去に水田等で利用されていたような跡地であったと見受けられたところである。

【委員長】 用地選定検討委員会の中で、土地利用ができない場所というのは、選定条件の中で除外してきているので、そういった場所ではないものである。

【委員】 この最終処分場というのは、公共の福祉を目的として実施しているのは理解している。処分場の基本構想というのは、今までいろいろなところの事例や取り組んできた実績など、そういったものが蓄積できた中で構想ができていると思っている。

ここに記載しているコンセプト、安全安心や環境配慮というのはプロの方々が議論等を詰めていってできたものがコンセプトとして挙がってきていると思うので、私が何か考えて言えるようなものではないと思っている。

また、公共の福祉といっても、地域の住民だけが負担を抱えてはいけないという配慮から、地域融和というのを入れてもらっているので、このテーマ1～3を入れていただければ、最終処分場のコンセプトとしては十分であると思うところである。

【委員】 安全安心という言葉は、一般的には使われているものだと思うが、安心というのは施設そのものが安全でなくても、個人が心の中で安全だと思い込むことなので、定義が違うというのが本来ある。構造物を造る時には、安易に安全安心という言葉を使うのはどうなのかと思うので、ここを少し考えてもらいたい。

【事務局】 今のご意見は、学術の世界では確かにそうであると思うが、一般的な話として我々が造る最終処分場は構造上も安全で、施設面でも安全な範囲のものを造っていくという考えである。その上で、そういう担保があるからこそ住民の皆様が安心できるというようなものを目指していきたいと考えているので、その辺りは十分ご理解いただきたいと思う。

構想の話の中で、構造上の細かな話などが出ていたが、今回の基本構想は簡単に言えばこういうような施設を造っていききたいといった大まかな道しるべをここでまとめていききたいというふうに考えている。

個別に、施設の規模や具体的な大きさはこれくらいというような話は、現地の詳細な測量や調査等がまだできておらず、来年度以降、雨量や風向などそういったところまで調査することとしているので、そういったデータに基づいて詳細なものを決めていく予定である。

今回の協議の中では、安心するためにはこういった施設を造っていく必要があるといったような、最低限のところを決めていくということでご理解いただきたいと思う。

【委員長】 安心を得るためには、まず安全が第一であり、その上で地域の皆様に安心していただけるような取組を行っていくということである。

その他、何か意見等はないか。

【委員】 事業系ごみという表現があるが、これはどういったものか。産廃とは違うのか。

【事務局】 家庭系ごみは自分たちが出すごみで、事業系ごみは飲食店等から出る残渣であり、産廃とは全く別物である。

【委員】 リサイクルできないものは、例えばどういったものがあるのか。

【事務局】 リサイクルする過程においても、破碎処理等でも処理できない微細なものがあり、粒子のようなもの、石のようなものといった残渣が出てくる。そういったものを埋立処理するが、一般家庭から出されたごみであり、公害的なものが出るわけではない。

【委員長】 では、協議事項 1. 施設整備の基本方針（コンセプト）における意見は特段なかったもので、これについては事務局案のとおりとする。

【委員長】 続いて、協議事項 2. 防災・減災にかかる基本方針である。耐震、水害対策、発災後の事業継続について、他に取り入れるべき視点があればご意見をいただきたいと思う。

基本的な方針として、四角囲みしている部分については実施していく考えであるということである。これについて、何か意見等はないか。

【委員】 防災調整池など、住民の方々にとっては初めて触れる言葉であるので、ど

のような役割があるのかなど伝わりづらいと思う。先ほど、施設規模の話があったと思うが、実際に水を溜めることで実は水害のリスクを減らせるなどそういったところまで住民の方々に説明を行うことで、実は災害防止にも役立つ施設であるというように、少なからず理解を得やすくなると思う。

ここに記載しているとおり、十分な処理ができる施設を検討することで理解しやすいのではないかと思う。

**【委員長】** 他に意見はないか。では、協議事項 2. 防災・減災対策にかかる基本方針についても、事務局案を了承する。

**【委員長】** 続いて、協議事項 3. 地域融和にかかる基本方針についてである。ここではまず、③-1 今後の地域振興の進め方についてご意見をいただきたいということであるが、何か意見等はないか。

**【委員】** まだ（処分場が）できていないので、どういうことをするのかという意見もないと考えるが、こういうところに公園ができて誰が行くのかというような話も出ている。

ただ、先ほどもあったように十数年後の話ではあると思うが、そこを見据えながら自分たちの地域も含めて、いろいろなところで話し合いながら協議を進めていきたいと考えている。

**【委員長】** 他に意見はないか。では、特段意見等もないようなので、ここについては事務局案のとおり了承したいと思う。

**【委員長】** 続いて、③-2 基本方針の内容、今後の跡地利用の進め方についてご意見をいただきたいということで、何か意見等はないか。

では、先ほどの意見と同様に、今後地域住民等で話し合いながら跡地利用の協議を進めていくということで、これについても事務局案のとおり了承したいと思う。

ここで、資料を見ていただくと分かるように、次の 5. 最終処分場の基本構造については協議事項に掲載されていない。基本構造というのは、基本的に省令等で定められており、それに則って各種施設を配置していくことになる。会議途中でいろいろと心配されるご意見が出されていたが、そういった協議は次の委員会でもう少し詳細なところのご意見をいただければと思う。

**【委員長】** では、P 7 協議事項 4. 情報公開に関する基本方針について、情報公開の内容や方法等についてのご意見をいただきたいと思う。情報公開方法の案として、下の四角囲みに記載してあり、表 6.1 にはどういうものを公開していくのかというものが掲げられている。公開方法については、ここに掲げられて

いること以外に、こういう方法があった方が良くというような案があればご意見いただきたいと思う。

**【委員】** 今回、このような会議に参加するのは初めてで、そもそも最終処分場が日向市にあって、それを利用させてもらっていたことも初めて知ったところである。

以前、この町にも焼却処分場があったが、いつの間にやめてしまったのだろうかという程度にしか認識がなかった。ごみを日向市に持ち込み、焼却処分しているというのを後から聞いたこともそうだが、わりと住民が知らないことも多くあると思う。

候補地の沿道をよく通っているが、国道から見たとき他にいい入り口などがあるのにと思っていた。しかし、実際に写真や資料などを見たとき、この候補地には取付道路が既にある等の情報が確認できて、計画上ではここが候補地であるなら安心できると感じたところである。

とにかく、自身も含めて事情等を知らなすぎる。自分たちの地域は、周りが高齢者が多く、説明会（情報を得る機会）に参加を勧めてもなかなか足を運びづらいのが現状としてあるので、こういう場で得た情報を少しでもかみ砕いて伝えられたらいいのかなと思っている。

説明の中で、地元向けのかわら版の発行という話があったと思う。コンセプトの中に「安全安心」という言葉が出てきたが、安全なものを造った上で安心ができ上がるということはあると思う。しかし、いくら安全なものを造ったといっても安心が得られるわけではないというのもあると思うので、やはりかわら版のようなもので地元住民や関係する方々に周知し理解を得る必要があると思う。

また、小学生が参加するような見学会があると思うが、そういう小学生にも分かりやすい簡易なもの（かわら版）にしていきたい。活字が羅列されたようなものは、見た目でも遠慮してしまうと思う。

今回、本委員会を12月に開催しており、次回は2月頃に開催すると思うが、今回はこういう内容であった、次はこういった内容を話してもらいたいといった分かりやすい内容で作っていただき、それをかわら版で出してもらえるとありがたいので、できればそういう形で進めてほしいと思う。

**【委員長】** ありがとうございます。一つは地元向けという話があったが…

**【委員】** 地元のことばかりで悪いと思っているが、私自身は地元の代表として参加していると思っているので、まずは地元がしっかりとそういうことを受け入れ、了解（納得）した上で、それから地域や広域的なところに広がっていくことになると思うので、そういうことでお願いしたいと思っている。

**【委員長】** ありがとうございます。話の中で自分たちのごみがどうやって処理されて

いるのかが分からないということがあったので、将来のことを考えると今の候補地のところだけでなく地域や広域連合全体の中でごみ処理はどのように行っているのかなどを定期的に情報発信していく必要がある。

また、小学生でも分かるようにという話があったが、専門用語などが入ってくると分かりにくくなるので、なるべく分かりやすい表現や言葉を使って周知してほしいという意見である。

**【委員】** 最終処分場には一般廃棄物と産業廃棄物というものがあるが、一般的には安全ではないという見解が残っているところである。もう 30 年近く前になると思うが、環境省ができてこういう環境影響調査などをどのようにするのかという法案が施行されている。

過去には、法施行前であったこともあり、今とは異なる埋立方法で行っていたことや、定まった水質基準等もなかったので、年配の方々はそういった悪いイメージで受け取ってしまっていると思う。

現在では、法施行時よりも更に厳格化され、環境影響等を検査する機関もあり、それを経て今の処分場というものができている。これは、全国に言えることであり、こういう時代を経て変わってきているということ、先ほど意見のあった小学生に対しても理解が得られるような形で示していく必要がある。例えば、絵本のようなものを活用して理解を深めていただくような方法が良いと思う。

特に重要視しなければならないことは、やはり住民説明会であり、他のものを作ったりしてもあまり見てもらえないと思う。小学校でも説明ができるようなものを、かわら版でもいいけれど、説明会でこの地域のごみ処理がどのように行われているのかということ、時代も変わって安全面でもまっとうな施設になっているということをしつかりと示せるよう、項目だけでなく中身を重視した方が良いと思ったところである。

我々は審査する立場にあるため、中身（内容）を知っているけれど、今の（住民代表委員の方々の）意見を聞いているとすごく心配されているように受け取れたので、こういう意見を述べさせていただいたところである。

**【委員長】** ありがとうございます。

**【事務局】** 少し補足をさせていただきたい。今委員の言われた環境省について、当初旧厚生省となっているが、ちょうど平成 10 年であり、言われるように 20～30 年ほど前の話となる。その時に、処分場の基準が新しくなっているところで、いわゆる「基準省令」である。

最終処分場に関しては、例えば遮水構造を二重にするなどの基準があるが、それ以降しつかりとした基準の内容が決められており、それに基づいた整備がされてきているところである。

併せて、日向市にある現最終処分場においても、二重遮水工で、基準どおりの構造で整備されており、かつ水処理においてもしっかりとしたフローで処理されているので、今の基準に照らしてみても十分合致する施設であることを補足として申し添える。

**【委員】** 日向市の現最終処分場は、現在の基準できちんと改修しているが、過去の処分場では今のような対応はできていなかったというふうに理解しているということである。

それともう一点、最終的に建設地として決定し建設を行うとなった際、審議会というものがあり、そこで最終的に審議して承認を得ることになる。

**【事務局】** 先ほどご意見のあった現最終処分場について、現在は第4期であるが省令等に基づき管理運営を行っているところである。それ以前の処分場については、そういった構造基準といったものがない時代に造っているので、今の基準とは合わず、昔ながらの山中や谷筋に灰や粗大ごみを埋め立てるような方法をとっていたが、それは日向市に限らず全国的にどこの市町村も同様の方法であった。

その後、やはりそういった方法は環境被害、公害等に繋がるということから関連する法令やガイドラインが整備され、それに基づいた計画策定を行っていく時代になってきたところである。

我々としては、今の省令等に基づきしっかりとしたものを造っていきたいというように考えているので、委員会での協議が進むにつれて具体的な細かい所を協議させていただきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

**【委員長】** 委員の最後の質問をもう一度聞いてもよろしいか。

**【委員】** 審議会のことか。これは、最終案として構造も含めた全てが決まった後は、日向市か県のどちらが行うのか分からないが、環境審査会のようなものがあると思う。そこで、専門家がチェックして、最終的なGOサインが出てくるのかと思うが、いかがか。日向市は政令指定都市ではないので、最終的には県が実施すると思うが。

**【事務局】** 県が実施するかは、現時点で不明なので、この点については今後協議したいと思います。

**【事務局】** 子供たちの勉強のことだが、日向入郷地区において概ね小学校4年生の本に清掃センターの仕組み等が載っているところである。

また、同時期に清掃センターの見学会も併せて行うような取組があり、そこで勉強を行っている。美郷町の生徒たちも、ほとんどの方たちが見学会に参加していただいている形となっている。

勉強の際、下敷き（文房具）に清掃センターの構造的なものや、こういったものを燃やせるのかなどを掲載しており、そういったものを活用して学習

していただく取組も行っているところである。また、先生方にはもう少し詳しい資料を渡した上で、授業等にも活用していただいているところである。

清掃センターではビデオ学習も行っており、先ほどから出ている安全という点で、構造上の安全を子供達でも理解しやすいように、少し漫画形式を取り入れたような形で紹介しているところである。

最終処分場の方は、日向市の施設になるため、美郷町の方たちが見学会を行う場合は日向市まで事前に申請をいただく形となるが、時間が余るようであれば見学していただいている。

また、一般の方々でも見学会を行うことができるよう、インターネットにも申請書があるので、いつでも来ていただければ見学できる体制を取っているところである。そういった取組も行ってきていることをご承知おきいただければと思うところである。

**【委員長】** ありがとうございます。子供たちを通して、家庭で話題としてもらうことで親たちに間接的に情報共有されるという意味合いもあるので、子供たちが家で楽しく話せるような内容も入れていただけるといいかなと思うところである。

では、情報公開の部分についても事務局案のとおり了承したいと思う。

#### 議事（４）その他

**【委員長】** 協議（４）について、事務局より説明を。

**【事務局】** 第２回建設検討委員会の開催日程についてお知らせする。時期は２月下旬から３月上旬の間に予定しているので、開催日程が決まり次第ご連絡させていただきたい。以上である。

**【委員長】** 今の説明について、何か質問や意見等あるか。

では、他にないようなので、以上で本日の協議を終了させていただく。進行を事務局にお返りする。

**【事務局】** 委員長、どうもご進行ありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間のご協議、本当にありがとうございました。以上で、第１回次期広域最終処分場建設検討委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉 会 ）